

令和元年度

稚内市議会

議会運営委員会行政視察

報告書

期 間：令和元年 11 月 17 日～21 日

訪問先：静岡県磐田市、静岡県掛川市、

東京都青梅市

## ◎議会運営委員会 行政視察復命名簿

### ●議 員

副委員長 佐藤 由加里

委 員 伊藤 正志

委 員 鈴木 利行

委 員 吉田 大輔

委 員 千葉 一幸

議 長 岡本 雄輔

### ●参 与

総務部 総務防災課

課 長 田中 克良

### ●事務局随行

主 査 大沼 拓哉

## 行政視察の選定と調査項目について

令和元年度は、改選後の5月より新たな議会体制となり、各委員会がそれぞれ行政視察を実施することになっていたが、議会運営委員会による行政視察についても、今後の議会運営を円滑にかつ発展的に推進していくため、先進地から新たな要素を学び取り入れるべく、様々な観点から視察先と調査項目について検討を行った。

検討の結果、調査項目の1つ目として、市政に対して議会側から積極的に提案していくことを意識し、「議員提案による条例制定」が実施されている市議会を選定した。2つ目には、本市議会が定める議会改革行動指針でも触れているように、積極的な合意形成に向けた「議員間討議」について実施している市議会を選定し、3つ目には、今後の議会の新たな運営方法の手法を探ることを考慮に入れ、全国的にも数少ない「通年議会」を取り入れている市議会を視察することとした。

視察先の具体的な選定にあたっては、出来るだけ効率的に訪問が可能となるよう、エリアをある程度絞りながら選定を進め、最終的に下記の3つの市議会を訪問させていただくことに決定した。

都道府県名	市議会名	調査項目
静岡県	磐田市議会	・ 議員提案による条例制定について ・ 議員間討議について
	掛川市議会	・ 議員提案による条例制定について ・ 議員間討議について
東京都	青梅市議会	・ 通年議会について

# 11月18日(月) 静岡県磐田市

## ■磐田市の概要

日本のほぼ中央に位置し、面積は東西に約 11.5 km、南北に 27.1 km 163.45 平方キロメートル。人口は約 17 万人。奈良時代には、遠江国分寺と遠江国府が置かれ、古墳時代の 900 基以上の古墳が現存するなど、歴史が語りつがれているまちである。江戸時代には、東海道 53 次見付宿として繁栄するなど、東西交通の要所として発展してきた。

近年では、地場産業である繊維産業に加え、金属、自動車、楽器などの工業都市として、また、農業産出額も県内屈指で農・水産物として温室メロンや茶、白ねぎ、海老芋、中国野菜、シラスなどが有名で、都市部と農村部が均衡ある発展を遂げている地域である。

また、東海道の中間地点に位置し、交通の要所として発展してきたため、東西方向の交通体系に恵まれており、鉄道は、東海道本線が市の中央部を、天竜浜名湖線が市の北部を縦断し、住民の交通手段として日々利用されている。また道路においては、東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、150 号、150 号バイパス、県道、市道から構成されている。



磐田市議会 寺田議長挨拶



稚内市議会 佐藤副委員長挨拶

## ■磐田市議会における改革の概要

磐田市議会が開かれた議会を目指して実施してきた改革は、平成 17 年度の会議録検索システムの導入から始まり、これまで様々な取り組みが進められている。なかでも、平成 24 年度に議会基本条例を制定した頃からその内容も加速し、同じ年度に開催した議会報告会をはじめ、平成 26 年度には議員提案による中小企業及び小規模企業振興条例の制定を行い、更に議員間討議についても規定するほか、各種委員会の新設や改編なども行われるなど、現在も議会改革について積極的な取り組みが行われている。

## ■調査項目 1：議員提案による条例制定について

先述したように、磐田市議会では平成 26 年、議員提案によって「中小企業及び小規模企業振興基本条例」を制定している。

中小企業等を取り巻く厳しい環境が続くことを鑑み、市議会内の会派内において中小企業が十分に能力を発揮できる体制づくりや、支援についての研究を重ねたところ、議員提案による条例の制定について、会派によるものではなく議会全体として条例を提案していきたいといった申し入れがあった。

その後、会派代表者会議で条例策定に係る検討会議を設置することを決定し、検討会議は副議長を座長とする 8 名の委員で構成し、合計 14 回開催され、条例案の取りまとめを行っている。こうした経過を経て、平成 27 年 2 月に全議員の発議によって上程された。

本条例について特筆すべきは、「議会の責務」について定めている点である。議員提案条例であることから規定したものではあるが、中小企業の声を市政に反映するために、政策提言に努めることとしている。

そのため、条例制定後における議会の取り組みとして、建設産業委員会の所管調査とし、執行部や商工会議所からの報告、企業訪問での調査、労働基準監督署やハローワークとの懇談も行い、市内中小企業の状況等



説明する磐田市議会運営委員会 芥川副委員長  
(手前)

について情報・意見交換を実施している。

施行されて年月を経る中で、議員が変われば条例に対する思いも変わることは否めず、更に実際には予算権がない議会が一体どうするのかといった声もあるが、この条例があるからこそ、本案件が調査事項として引き継がれているという面もあり、条例を作るは良いが、大事なはその先を考えて作り上げるという点を強調されていた。

## ■調査項目2：議員間討議について

磐田市議会では、議会基本条例第 16 条において「議員間における討議に努め、討議を通じて合意形成に努め、政策立案や提言を行うものとする」と定められている。

具体的には議会運営等申し合わせ事項にて定めており、実施する会議は常任委員会や議会運営委員会が代表されるが、予算決算委員会分科会や委員協議会も含まれる。取り扱う議題も全ての陳情・請願、発議案としているが、実際のところ必ず討議がある状況ではなく、まだ先進事例として紹介できるものは多くないとのことであった。

しかし、平成 30 年 2 月議会における一般会計予算の審議のなかで、執行部側から提案された「中学生スタートアップ応援事業」について、その趣旨は理解するものの、事業詳細について十分な議論や部門間の連携不足が感じられることから議員間討議に至り、その結果として事業目的の明確化と内容の精査、市民への丁寧な説明などの配慮を求め、一般会計予算に対する付帯決議が提出・可決された実績を紹介していただいた。

実際に議員間討議については、議員の懇談会や勉強会で話題には出ていたものの、実際に議論する場が無かったことから、ここで実施した議員間討議において、今まで表に出ていないものが、色々とどっと沸いて出た様な印象があった模様である。

相手を説き伏せるようなことではなく、各議員がしっかりとした意見を持つことが重要であり、この議員間討議の存在が執行部側の事業に対する取り組みを変えることにもつながっているという。また、こうした経過は当該事業の進捗を、監視しやすくする利点もあると考えられる。

## ■質疑応答(抜粋)

Q：議員間討議については一体どのようなものが馴染むのかという疑問もあり、実施した際にはどのようなやり取りがあったのか？

A：題材となったのは、執行部側から突如として提案された事業であり、政策形成過程が見えなかったことや、予算などの面を見て先を考えると議会としても直ぐに良いとは言えなかった。執行部は退席し討議に入ったが、賛成か反対だけでなく、落としどころを決めなくてはいけないため、最終的には付帯決議という形となった。

Q：議題はどのように決めるのか？

A：委員長が決めることになるが、委員の意見を聞いて決めている。

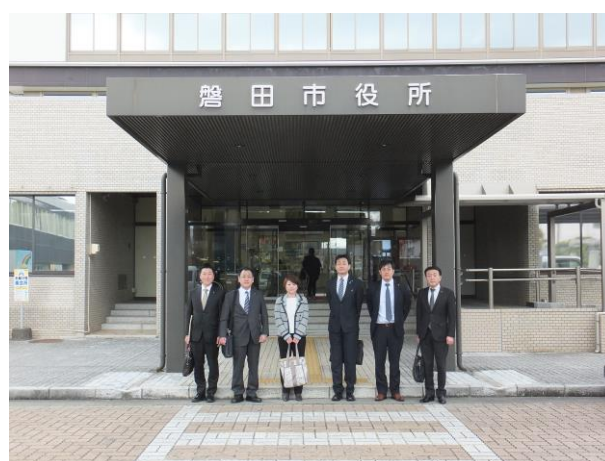
Q：最初に賛成・反対の意見を示してから進めるのか？

A：「私はこう考えるけれど、あなたはどう考えますか」というような形で進められた。

## ～磐田市議会での視察を終えて～

条例の制定に関しては、やはり議員の強い思いと行動力と、事務局による多方面でのサポートが重要であり、執行部との温度差なども踏まえ、じっくりと時間をかけて作り上げることの重要性を学ぶことができた。

また、議員間討議については、近年に入り磐田市議会でも実践されるようになったことも踏まえ、毎回実施する事項ではないものの、政策立案や提言まではなかなか進みにくい点もあることなど、これから導入を検討している本市の議会において非常に身近で参考となる意見を頂くことができた。



磐田市庁舎前にて

## 11月19日(火) 静岡県掛川市

### ■掛川市の概要

面積は 265.63 平方キロメートルで、ほぼ日本の真ん中に位置し、静岡県においては、西部と中部の接するところにあたり、東遠地区の中心的な存在である。人口は約 118,000 人。

北は南アルプス最南端の八高山と大尾山の峰から南は遠州灘まで、雄大な自然が広がり、1 年を通じてアウトドアスポーツやレジャーが存分に楽しめ、市内にはこれらの自然を活用した多くの素敵なリゾート施設も生まれている。

掛川といえば城と街道の歴史であり、戦国時代には戦略上の重要な拠点として、掛川城、高天神城、横須賀城の 3 つの城が建てられ、多くの武将たちによりこの地をめぐる戦いが繰り広げられてきた。また、江戸と京都を結んだ東海道に沿って、掛川・日坂の 2 つの宿場町が栄え、さらに相良と信州を結ぶ「塩の道」の拠点でもありました。城を中心に形成された城下町は、500 年余りに及ぶ歴史を持っている。

自然と深い関わりの中で、先人たちはお茶や葛をはじめ、さまざまな地場産業を培ってきました。掛川にはお茶やいちご、バラ、葛布、郷土銘菓など、掛川ならではの特産品が数多くある。



掛川市議会事務局による説明

### ■掛川市議会における改革の概要

掛川市議会における議会改革・議会活性化の流れは、主な経緯として平成 20 年の議員定数削減からはじまる。同年には既に本会議のインターネット中継を導入しており、平成 25 年には議会基本条例が制定され、同じ年に市民対象の



議会報告会も開始されている。議会報告会が開始され間もなく政策討論会も開始し、そこでの成果が議会側から執行部側への政策提言へとつながる構図が確立されている。



掛川市議会運営委員会 松本委員長挨拶

平成 28 年には議員発議による「掛川市健康医療基本条例」が制定され、その後も更なる議員定数の削減を実施すると共に、手話通訳インターネット中継や傍聴者用の託児サービス導入など、議会内部はもちろんだが見せる議会へと積極的な改革が進められ現在に至っている。

## ■調査項目1：議員間討議(政策討論会)について

中学校単位とした各会場で議会報告会を開催する際に、市民からの意見を徴収し、それを経て政策討論会へとつなげられており、常任委員会で政策立案した案件をもとに、会派選出の幹事会で設定されたテーマに基づき討論会が実行されている。政策討論会は幹事の互選により選出されており、ここでの論議が政策提言となるための基準は、あくまでも討論を重ね「議会の合意形成が図られた場合」としている。

政策討論会を実施したことによる効果としては、平成 26 年度に「人口減少社会に掛川市はどう対応すべきか」について、政策討論会で取りまとめた意見を議長から市長に提言書として手渡し、実際に総合計画・戦略書に反映させている実績がある。

また、後述する議員提案条例と連動する形で実施されている点も興味深く、議員により条例が作られる過程においてだけでなく、条例が制定された後も、その理念に基づき、目標を達成するために議員間で政策討論を繰り返し、執行部への提言へとつなげている。

## ■調査項目2：議員提案による条例制定について

掛川市議会では、現在、「議会基本条例」・「健康医療基本条例」・「防災意識の

高いまちづくりを推進する条例」の3つの議員提案による条例が制定されており、今回の視察では、主に「健康医療基本条例」と「防災意識の高いまちづくりを推進する条例」について詳しく説明を受けた。

### ○「健康医療基本条例」へのプロセス

団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を間近に控え、掛川市議会では平成25年に健康医療日本一のまちづくりを目指し、地域医療の充実を図るため特別委員会が設置された。ここでは、地域医療を支え守り育てるための条例制定を市議会において検討していくことが提言された。

その後、平成26年度に入り、条例制定に向けた調査研究を行うため、新たに特別委員会が設置され、医療現場それぞれの状況や課題、今後の取り組みを聞きながら調査研究が進められた。この特別委員会における委員長報告では、市民が将来にわたり健康で元気に暮らし、安心して保健医療サービスを受けることが可能な「地域完結型医療体制」の確保が重要であり、最終的に地域医療を守り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには「条例の制定が必要である」との結論に達している。

これを受け、平成27年度には条例制定に向けた特別委員会が設置され、具体的な条例制定へと議会が動き出し、市議会自身が「地域医療のしくみ」を考え研究しているが、そこには議員の意見を形にしていく議会事務局職員の努力も非常に大きく影響しているものと思われる。特別委員会の取り組みには議会報告会もあるが、そこでは市民の意見を吸い上げることはもちろんだが、条例の素案を説明する際、市民や医療機関にお願いしたいことなども説明され、議会が市民を巻き込んで目標に向かう姿がうかがえる。パブリックコメントや各種団体からの意見を踏まえ、平成28年第1回定例会において議員発議により条例案が提出され、「掛川市健康医療基本条例」は全会一致により可決される。

### ○条例制定後の加速する施策展開

平成28年4月に条例が施行されるが、この条例を効果的なものとするため、同年9月には議会主催の健康医療シンポジウムを開催し、基調講演やパネルディスカッションを展開するなど、議会自体が絶え間なく行動し、市民への仕掛

けを実行している。こうした取り組みもあり平成 29 年には「かけがわ生涯お  
達者市民宣言」が決定され、市内公共施設や飲食店、企業も巻き込んだ施策を  
次々に推し進め、市民総ぐるみで健康づくりが進められている。その間も議会  
報告会を実施し市民からの意見取り入れ等のフォローされている点を見ても、  
掛川市議会の徹底ぶりが伺える。

そうした熱心な取り組みが功を奏し、「かけがわ生涯お達者市民」推進プロ  
ジェクトにおいては、掛川市のお達者度※は、令和 3 年度の最終的な目標数値  
を、平成 29 年度の段階で 4 年も前倒しした形で達成することとなった。時代  
を先読みした考えと、市民を思う議会の行動は、人生 100 年時代構想へと結び  
つき、総合計画の改定に反映されている。

この他、は同じく議会報告会や政策討論会などを経て、平成 31 年 3 月  
には「掛川市防災意識の高い街づくりを推進する条例」を制定している。

ここでは、議会報告会での市民意見  
を分析しているが、特に「意識」と  
いった点に着目し、「我がこと」と  
いう方向に意識を変えて行動すると  
き防災対策が、加速していくが、  
自助の取り組みが強化され、共助の  
取り組みへと進展していく様子を、  
事務局は「トルネード現象が起こる」  
と表現していた。



説明の様子

※「お達者度」とは…静岡県独自の健康指標

- ・ 65 歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出したもの
- ・ 県内市町の介護認定の情報、死亡の情報をもとに、生命表を用いて算出

## ■その他

調査項目以外にも掛川市議会の特徴的な取り組みを聞かせていただいたが、  
その 1 つに調整官の配置がある。これは議会の機能向上を図るため、再任用職  
員を配置し、市役所に在職した豊富な経験及び知識を活用しようとするもので、  
議員からの相談や事務局職員への支援を行っているとのこと。

これは議員の政策立案にとって確実に役立っているものと推察され、調整官  
のネットワークや機転の良さも大きく影響するものと感じられた。

## ■質疑応答(抜粋)

Q：議会報告会の周知方法はどのようにしているのか？

A：広報紙の利用や、掛川市の自治会は加入率が高く、そこからも周知に応援をいただいている。

Q：政策提言などは全会一致で行うことができるのか？

A：譲れる部分もあるだろうが、譲れないところとはとにかく議論を尽くして全会一致を目指す形をとっている。

Q：「掛川市防災意識の高い街づくりを推進する条例」による効果は？

A：スーパーのイベント会場やホテルなどで周知しており、ホームセンターなどでは防災備品などの特設会場を使ってもらうなど、協力的である。

## ～掛川市議会での視察を終えて～

説明を受けて特に感じたことは、議員間討議や政策提言、そして議員による条例制定が一連の工程の中で進められ、その過程が定着化されている点であり、議会も実行部隊として市政の推進に積極的に関わっている部分である。

事務局からの説明にもあったように、行政のやりにくい部分を議会が進めていることが、とてもよく理解でき、掛川市議会議員の行動力と力強さを感じる事ができた。

また、議場も見学させていただき、そこには傍聴に至るまで各席に防災用のヘルメットを備える徹底ぶりも見ることができ、近い将来、庁舎建設と共に議場の建設を控える本市議会にとっても、非常に参考となるものであった。



議場にて松本委員長を囲んで



各席に備え付けられたヘルメット

# 11月20日(水) 東京都青梅市

## ■青梅市の概要

東京都の多摩西部地域に位置し、面積は 103.31 平方キロメートル。東京都の 2 市 3 町、埼玉県の 2 市の 7 市町と隣接している。人口は約 133,000 人。

平将門がこの地を訪れた際、梅の枝を自ら地面に挿し、「願いがかなうなら咲き誇れ、叶わないなら枯れよ」といったところ梅の枝が根付き、梅は青いまま熟さず落ちることがないため、この地を青梅と呼ぶようになったとされる。

多摩川および荒川水系の豊かな水に恵まれ、弥生時代になると霞川流域では稲作も行われて集落は拡大を続ける。江戸時代を迎えると青梅の大半は幕府の直轄地となり、江戸の発展に伴い石灰、木材、織物などの産業が活況を極めた。明治 22 年に市制町村制により 1 町 6 か村に統合、明治 27 年には立川・青梅間に鉄道が開通し、昭和 26 年に青梅町・霞村・調布村が合併して「青梅市」が誕生。その後、隣接する 4 村が編入されて現在の市域となる。現在は、まちの基幹産業だった織物業や林業は構造不況によって衰退したが、工業団地造成による企業誘致や、観光資源の活用による新たなまちづくりが進められており、西多摩の中核都市「青梅」の役割とその将来性は、圏央道青梅インターの開通によってにわかに高まりつつある。

## ■青梅市議会における改革の概要

青梅市議会における近年の議会改革の経過については、平成 19 年から 23 年にかけて「議会改革推進特別委員会」を設置し、215 件の検討事項が提案され、これを 140 項目に分類し、93 項目を議会運営委員会で 47 項目を議会改革推進特別委員会で検討している。その後、平成 25 年 9 月から平成 27 年 4 月まで議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例や通年議会制、議員間討議などを検討してきている。



青梅市議会 久保議長挨拶



稚内市議会 佐藤副委員長挨拶

## ■調査項目：通年議会について

平成 26 年 12 月に開催された特別委員会において、議会基本条例を制定する際には、その中に通年議会を入れることが決定されている。そこには同年 2 月の降雪によって生じた、御岳山の集落の孤立による自衛隊の災害派遣が背景にあり、災害などの突発的な事件が発生した場合でも、議会を機動的・弾力的に運営していくために導入するという事で意見が一致したとのことである。

なお、青梅市議会では通年議会の導入にあたり、先行自治体議会の多くが採用している地方自治法第 102 条第 2 項\*を採用している。このことにより、従来の運用と大きな変動が無い形で柔軟に運用できる定例会を、年 1 回とする方式を採用している。

また、導入にあたり懸念された事項についても、一事不再議への対応や発言の取り消し・訂正については、会議規則を改正することで対応しており、そのほか、議員や執行部において負担が増えたか否かについては、負担増の意見は特になく、維持管理や事務負担面に関しても、特に負担が増えたといった意見はなかった模様である。

なお、通年議会のメリットは、定例議会ごとに所管事務の継続調査の申し入れを行う必要が無く、また、議会主導でいつでも臨時議会を開会できるという事であった。ほかにも議会期間以外に、委員会が活発に活動できることが挙げられている。

一方、デメリットについては、先に記した議員や執行部の負担も含め特段無い模様であったが、あえて挙げるとするなら、地方自治法第 102 条第 2 項を採用したことにより、毎年、会期を決定するため招集会議を開催する必要があることである。

※地方自治法（抜粋）

〔定例会及び臨時会〕

第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

## ■質疑応答(抜粋)

Q：日程調整などで問題はあるのか？

A：通年議会といっても、もともと災害対策から制度化したものであり、年から年中開いているわけではない。ただし、議員において議会優先の意識が高まったことは確かである。

Q：議員の出席日数などに変化が生じているか？

A：特に実施前と変化は無い。

Q：通年議会を取り入れたことにより、傍聴者数などに変化はあったか？

A：特に実施前と変化は無い。

Q：通年議会となり、依然と比較して専決処分は減少したのか？

A：特に減少したという事はないが、会計年度末における日切れ扱いの法令等の改正を、臨時議会を開催して決議したことがある。

### ～青梅市議会での視察を終えて～

通年議会を実施している市は全国的にも事例が少なく、実際に運用する際のメリットやデメリットを聞くことができたことは、現在、議会改革特別委員会を設置している本市議会にとっても、非常に貴重な時間であったといえる。

実際の導入にあたり不都合な点がほとんどない事実を知り、今後、本市議会にとっての必要性も含めて貴重な検討材料の一つになる事は間違いがないと考えられる。

そのほか、新しい議場も見学させていただき、本市議会には無い押しボタン表決の様子や、親子室なども目にすることができ、今後、庁舎建設が検討される本市議会にとって大変参考になった。



青梅市議会 議場にて



青梅市庁舎前にて

## 《 三市議会での行政視察を終えた委員所感 》

### ■磐田市議会での視察をとおして

- 中小事業者を取り巻く環境の厳しさが増す中で、先行事例の研究だけでなく行政側・商工会議所などとの意見交換や調査も議会による検討会議で取り組んだことは特筆すべきであり、予算措置を伴う条例提案が認められない地方議会において、議会が主体的に行政をリードするような形で地域の振興に係る条例を作成したことは学ぶべき点が多い。
  
- 議員提案による条例制定後の議会の取り組みとして、執行部や商工会議所からの報告、企業訪問による調査、市内の中小企業の状況や国の動向などについて情報・意見交換を実施している点は、とても評価すべきものだと思う。
  
- 議員間討議は導入すべき。本市議会における導入に向けたルール作りが重要であり、議員間において討議する意義を共有し、市政に対して議論を尽くしたうえでより良い方向へ向かえるよう、慎重なルール作りが必須であると感じた。
  
- 議員間討議は初めて実施した議会担当者の話を直接聞き、全体像がつかめた。個々の考え方や捉え方は様々だが、当該問題に対して議論を深めることで、色々な角度から見る事が出来るようになると思われる。
  
- 議員間討議では意見がまとまらない場合もあるとのこと、常に議会の場で議論があるとは限らず、本市議会でも取り入れるべきだと思うが、まだまだ研究を重ねていく必要があると感じた。
  
- 議員間討議については、自らの意見や考えを述べると同時に、他の議員に対しても質問を行うことができ、現在の本市議会の議会改革特別委員会で行われている形態を、議案審査や委員会を実施するイメージの様に思われた。委員会や議会として意見をまとめるために難しく考えるのではなく、率直な意



見交換の場としてとらえればよいと思う。討議が深まる中で一致する方向性が見えてくると議会の総意として打ち出すことも可能で、簡単ではないが、先ずは取り入れて実践していくことが必要だと思われる。

○視察前は、議員間討議でいくら討議したところで、議員それぞれの考えや立場がある以上、最終的に議論の一致は困難であると考えていたが、一致点を見つけるよりも 1 つの課題やテーマに対して議員それぞれが見解をはっきりさせることに意義があると感じ、更にそれを市民に公開するという事であれば、わかりやすい議論・わかりやすい議会につながると思う。

## ■掛川市議会での視察をとおして

○議会基本条例を制定したり、インターネット中継の導入や、議会報告会などの議会改革・活性化取り組みが進み、その流れの中で新たな取り組みとして、議員提案による条例が発議・制定されたものと捉えられる。

○議会報告会での市民からの意見聴取、政策討論会での議論と合意形成を経て、市長へ政策提言をしているが、さらに踏み込んだ形にしているのが掛川市での議員提案条例であり、議会改革という 1 つの大きなテーマについて時間をかけて順番に取り組んでいくことにより、一連の流れとして形成することに意義を感じた。

○行政側がやりづらい課題について議員が積極的に市民と関わり、理解を得ることで条例制定に繋げるという考え方や、退職した市の職員を議会事務局で雇用して条例制定を手助けしてもらうなど、本市議会でも真剣に条例制定を目指すのであれば、こうした環境整備も進めなくてはいけないと感じ、議員提案による条例制定を目指すには、本市議会にはまだまだ課題が多いように思われる。

## ■青梅市議会での視察をとおして

○災害を経験したことから必要性を検討して実施した点は興味深く、議会主導でいつでも議会を開くことができ、デメリットを感じないという事がメリットでもある。また、専決処分の濫用を防ぐことや議員の意識変化といったメリットは、導入に向けて検討する大きな材料となる。導入にあたっては、通年議会により常に議会が開かれた状態にあって、議員について非常勤と常勤といった身分の扱いについて検討・研究が必要と感じた。

○通年議会については、日程などの負担はないものの、本市議会の現状を踏まえると導入の必要はないと考えている。

○所管事務の継続調査の申し出を行う必要が無く、議会主導でいつでも臨時議会を開催できるなどの導入に係るメリットが挙げられ、デメリットは特に感じていないという事であり、導入経緯や運用については理解できたが、個人的にはもう少し、導入によるメリットやデメリットについて、他の導入自治体を調査したいと考えている。

○通年議会についてのメリットなども多く学ぶことができたが、本市議会として導入していくためには、議員の身分や行動について深く議論することが必要である。非常勤という形の中においても一定のルールの下で議員の普段の行動についても管理し、本当の意味でいつでも招集できる仕組みが無ければ機能しないと感じた。

## ◆今後に向けて

非常に参考となる視察であったが、問題はこの内容をどのように本市議会に反映させるかであり、今年度は議会改革特別委員会を設置したが、良いと思われるものはスピード感をもって取り入れ、少しでも議会の活性化につなげ、市民に身近でより開かれた議会になるよう、今後の議会運営委員会や議会改革特別委員会で議論していけたらと考えている。